

# 令和 8 年 度

## 新庁舎建設工事に関する調査特別委員会記録

---

### 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1. 証人喚問について .....             | 2   |
| 1. 次回の記録の提出及び証人喚問申出について ..... | 2 6 |
| 1. その他 .....                  | 2 8 |
- 

令和 8 年 4 月 1 4 日（火曜日）

# 新庁舎建設工事に関する調査特別委員会 会議録

松 崎 広 平 君

令和8年4月14日 火曜日

午後1時30分開議

午後5時14分閉議（実時間156分）

## ○本日の会議に付した案件

1. 証人喚問について

1. 次回の記録の提出及び証人喚問申出について

1. その他

## ○本日の会議に出席した者

|      |           |
|------|-----------|
| 委員長  | 中山 諭扶哉 君  |
| 副委員長 | 木 村 博 幸 君 |
| 委員   | 大 倉 裕 一 君 |
| 委員   | 北 園 武 広 君 |
| 委員   | 野 崎 伸 也 君 |
| 委員   | 橋 本 貴 喜 君 |
| 委員   | 深 田 浩 介 君 |
| 委員   | 村 川 清 則 君 |
| 委員   | 山 本 敬 晃 君 |

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者  
君

○説明員等委員（議）員外出席者  
君

○法第100条第1項により出頭した証人  
証 人 A 氏  
証 人 古閑迫 修 氏

○記録担当書記 栗 山 大次郎 君

（午後1時30分 開会）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を開会いたします。

協議に入ります前に、事前に確認する事項が生じたため、まず、秘密会を行った後、証人喚問を行うことといたしました。

それでは、これより本委員会を秘密会といたします。

（秘密会）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、秘密会を終了し、一度休憩をいたします。2時に再開をいたします。

（午後1時49分 小会）

（午後2時00分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、報道機関及び一般の方から傍聴の申出があっております。

当調査特別委員会の運営要領に基づき、これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、傍聴者入室のため、小会いたします。

（午後2時00分 小会）

（午後2時06分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

次に、撮影及び録音についてでございますが、当調査特別委員会の運営要領に基づき、報道機関のみ許可することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、委員会中、基本的人権やプライバシー保護等のため、必要に応じ、秘密会になる可能性があります。その際は、報道機関も含め、傍聴者には退席いただきますので、御承知おき願います。

また、本日1人目の証人より氏名の公表は控えてほしいとの申出があり、許可することといたしました。よって、これからはA氏と発言させていただきますので、御承知おきを願います。

---

#### ◎証人喚問について

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、初めに、1、証人喚問についてでございますが、地方自治法第100条第1項に基づき、A氏、古閑迫修氏の2名に本日の会議への出席を求めています。

ここで、証人喚問の進め方について申し上げます。

まず、私のほうから主要の尋問を行い、その後、各委員から関連尋問を行います。尋問の時間は、運営要領に基づき一、二時間程度としており、各委員からの関連尋問は10分程度を目安に行っていただきたいと思います。

また、報道関係者の方々へ御連絡と、委員長よりのお願いです。証人のプライバシー保護に御配慮願います。証人の撮影に関しましては背面から、証人の氏名についても御配慮をお願いいたします。

○委員（橋本貴喜君） すみません、1点、開会の際にちょっと確認させていただきたいんですけど、本委員会は、地方自治法100条に基づいた公平公正な委員会であることで間違いはありませんか。

○委員長（中山諭扶哉君） 間違いはございま

せん。

○委員（橋本貴喜君） ありがとうございます。

○委員（村川清則君） そもそも百条委員会というのは、役所内で事件があって、それを解明し、解決策を見だし、そしてその後の市政のために貢献させようとするものであります。ぜひ公正な委員会運営をお願いいたします。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。その方向で進めさせていただきます。

それでは、証人入室のため、小会をいたします。

（午後2時09分 小会）

---

（午後2時10分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

A氏におかれましては、本日はお忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。本委員会の調査のため、御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があります。また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に、申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

証言が、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族もしくは3親等以内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関すること、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷、もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知っ

た事実で黙認すべきものについて尋問を受ける  
とき、技術または職業の秘密に関する事項につ  
いて尋問を受けるとき、以上の場合には証人は  
証言を拒むことができます。これらに該当する  
ときは、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだとき  
には、6か月以下の拘禁刑または10万円以下  
の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさ  
せなければならないことになっておりますが、  
この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒  
むことができますことになっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族、  
もしくは3親等内の姻族に関係があり、または  
あった者、証人の後見人と被後見人の関係にあ  
る者に著しい利害関係がある事項につき尋問を  
受けるときには宣誓を拒むことができます。そ  
れ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした  
ときには、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せ  
られることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思いま  
す。

それでは、法律の定めるところによりまし  
て、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道機関者を含め、全員御起立を  
お願いいたします。

宣誓の朗読をお願いします。

**○証人（A氏）** 宣誓。良心に従って真実を述  
べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓い  
ます。令和8年4月14日。

**○委員長（中山諭扶哉君）** ありがとうございます  
ました。

それでは、証人は御着席の上、宣誓書に署  
名、捺印をお願いいたします。

それでは、皆さん、お座りください。

これより証言を求めることになりますが、証  
言は、証言を求める範囲を超えないこと、発言

の際には、その都度、委員長の許可を得てなさ  
るようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただい  
て結構ですが、できるだけ結論から御発言いた  
だき、また、ゆっくりと端的をお願いいたしま  
す。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意  
しておりますので、必要によりお使いいただい  
て結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通告いたしております  
証言を求める事項について、証人より証言を求  
めるものでございます。尋問に当たっては、証  
人の人権に配慮されるとともに円滑な議事進行  
に御協力をお願いいたします。

また、A氏から証言を行うに当たり、資料を  
提出したいと申出があり、これを許可いたしま  
したので、御了承願います。

これより、A氏から証言を求めます。

最初に私、委員長から主要な事項をお尋ね  
し、次に、各委員から関連事項についての御発  
言をお願いすることといたします。

では初めに、人定尋問を行います。

氏名、住所、職業、生年月日については事前  
に御記入いただいております。確認事項記入表  
のとおり、お間違いございませんか。

**○証人（A氏）** はい、間違いありません。

**○委員長（中山諭扶哉君）** それでは、私から  
あらかじめ委員会で決定した主要の事項につい  
てお伺いいたしますが、私たち委員は真実を明  
らかにすることを念頭に尋問させてもらいま  
す。A氏は真実を率直に述べていただければ結  
構です。知らないことは知らないと正直に答え  
ていただければ結構です。

それでは、尋問に入りたいと思います。

まず、初めに、契約検査課に在籍していた時  
期を教えてください。

**○証人（A氏）** 平成31年4月1日から令和

3年3月31日までの2年間、契約検査課に在籍しておりました。

○委員長（中山諭扶哉君） 契約検査課に在籍した期間で、新庁舎建設に関連した業務としてどのような業務に携わりましたか。

○証人（A氏） 全部、はいつて言うようにするんですか。

○委員長（中山諭扶哉君） そのまま答えただいて結構です。

○証人（A氏） 新庁舎建設に関わる業務としては、入札公告及び契約事務について携わりました。

○委員長（中山諭扶哉君） その業務の中で、業務としておかしいと思われる業務はありませんでしたか。

○証人（A氏） ありました。何点かありますので――。

○委員長（中山諭扶哉君） 業務の内容を具体的に説明いただき、なぜおかしいと思われたのか、説明をお願いします。

○証人（A氏） 何点かございますので、ちょっと何点かに分けて説明をさせていただきます。

1点目、まず、新庁舎の入札についてなんですけれども、当初、分離分割発注の価格による一般競争入札というようなことで聞いておりましたが、突如、総合評価の一般競争入札に変更になったということで上司から聞きました。

2点目、その総合評価の基準案について上司から渡された際に、これは天の声によるものであり、一言一句変更することなく、この案に従って事務を行うようにということで口頭での指示がございました。その案に基づいて、私としてはどのくらいの参入業者がいるんだろうかと思ひまして、試算を行うわけです。その試算の結果、特定の業者にとても有利な案になっているというのが分かります。

その基準案の中で私がとても衝撃的に覚えて

るのが、指名停止のマイナス12点のペナルティーのところですね。その際に、国とか県とかも調べてたと思うんですけども、国がペナルティーがマイナス6点だったもので、国よりはみ出してのマイナス12点って大きな過大であるということが思ひましたので、その旨、当時の上司のほうにこれは過大ですということで申入れを行いました。その後、指名停止のマイナス12点がマイナス6点に変更になりました。

あとは、その基準案に基づいて、総合評価の評価値と入札価格で、特定の業者以外の業者が入る余地がないんだろうかと思ひまして、どれだけ入札価格を減額すれば入る余地があるのかなと思ひまして、そちらも試算をします。

試算をしましたところ、1点当たり1億6000万円減額しないと入らない案になりました、最大開きがあるとして15点の開きがあったわけですね。それを計算しますと、約20億円減額しないと入らないと。そうなりますと、これは本当に特定の業者に有利な案になっているなということで、その旨も当時の上司に、課長補佐のほうにお伝えしました。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

契約検査課も組織ですから、上司からの業務依頼指示があつて動かれたものと考えます。その業務は誰からどんな方法で依頼をされましたか。

○証人（A氏） 誰からと言ひますと、当時の契約検査課の課長補佐から口頭による指示で、総合評価の基準案というのが手渡しをされまして、この基準案に沿って、天の声から一言一句変更することなく業務を進めるようにという指示がございました。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

本日の証言に当たり、事前に関係者とのやり取りがあつたか、またはそれが証言内容について

での指示や誘導、すり合わせに当たるものではなかったか、併せてお答えください。

○証人（A氏） 関係者といいますと、議会事務局との日程調整はございましたが、その他はございません。

○委員長（中山諭扶哉君） 証言内容についての指示や誘導、すり替えに当たるものはなかったですか。

○証人（A氏） なかったです。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

伊達直人さん、木村庄之助さんと匿名を名の方からこの百条委員会に情報提供があつています。この情報は内部関係者でないと提供困難だと考えられます。

この情報提供者について、身に覚えはありますか。

○証人（A氏） 身に覚えはありません。私が情報提供するってなると、責任の所在を明確にする必要がありますので、私がするなら実名でします。

○委員長（中山諭扶哉君） 大丈夫です。ありがとうございます。

業務をしながら葛藤はありませんでしたか。

○証人（A氏） 葛藤は——。いいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） 申し訳ない。すみません。以上でございました。申し訳ございませんでした。

以上で委員長からの主要の尋問を終わります。

次に、大倉委員よりお願いいたします。

○委員（大倉裕一君） 質問に入る前に委員長にお尋ねしますが、今の委員長のお尋ねの内容を先に確認をするようなことは可能ですか。

○委員長（中山諭扶哉君） 可能です。

○委員（大倉裕一君） 今の証言の中で、さらにちょっと深めさせていただきたいというふうに思いますが。

上司に申入れをされたということでございました。課長、課長補佐という方が上司として出てまいりましたが、当時の課長、課長補佐の氏名を名のっていただくことというのはできますでしょうか。

○証人（A氏） 公開になるのでどうかと思うんですが。

○委員長（中山諭扶哉君） 小会します。

（午後2時23分 小会）

（午後2時24分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

管理職以上でございますので、発言ください。

○証人（A氏） 当時の契約検査課長は岩瀬課長です。課長補佐は竹原課長補佐です。ちょっと下の名前までを私のほうが覚えておりませんので、上の名前でお伝えさせていただきます。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

これから大きく2点、証人のほうにお尋ねをしたいと思います。

まず、業務をされながら、1社のほうに有利に働くんじゃないかというようなところを察知されて、非常に業務として葛藤があったのではないかなというふうに推察をするところですが、このことについて、周りの職員さん、今、課長や課長補佐のほうにはお伝えしたということでしたけども、このほかに相談をされるような、何ていうんですかね、課外、課ですたいね。

○証人（A氏） 契約検査課以外。

○委員（大倉裕一君） 以外の役所内とか、部外も含めてございませんでしたでしょうか。

○証人（A氏） 契約検査課以外では相談はしておりません。契約検査課内ではこの業務に携わりたくない旨の発言は私はしましたけれども、その他の機関には一切申出はしておりませ

ん。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。  
す。

それから、質問は変わりますけれども、契約検査課に在籍されていた期間で外構工事とか造作工事について随意契約をその後行われてるんですけど、そのことに対して、当時、契約検査課にいらっしゃるときに随意契約の話題が上る、外構工事と造作工事を随意契約でやろうというようなそういった話題はなかったですか。

○証人（A氏） ありました。ただ、覚えているのが外構工事だけになりますので、外構工事はたしかそのときに造園協会の方が市長への要望をされたかなと記憶しております。

当初、造園と外構と本体工事は分けて発注するというような検討もされておりましたが、新庁舎建設課からその後、外構の工事については難易度が高く、地元業者では発注が困難であるというような説明を受けて、本体工事に含めて進める方向になったと記憶しております。

造作工事については本当に記憶がなくて、お答えすることができません。

○委員（大倉裕一君） 私からの質問は以上です。ありがとうございます。

○委員長（中山諭扶哉君） 続きまして、野崎委員、お願いいたします。

○委員（野崎伸也君） 先ほど答えられた内容について、ちょっとお聞きしたいのがありました、1点。

入札の方式の関係もあったんですけど、総合評価の関係で、上司から天の声、一言一句変えるなよという話をお答えされたんですけども、それを受けて自分でも試算をやってみたというような話がありました。

そこで、ペナルティーの話がありましたよね。マイナス12点というのは非常に大きいと、これはおかしいだろうということで進言したというようなことも言われたんですけど

も、そのペナルティー、何に対するどういった内容だったんですか。

○証人（A氏） 過去に国、県、市町村から何か談合とか工事の事故とかをしたときに指名停止措置というのをやるんですけども、それをどっかから受けてれば、ペナルティーとしてマイナス点数を付与しますよというもののなんですよ。適正な工事じゃなくて安全配慮義務違反とかだったりしても指名停止に引がかかることがあるんですね。

その当時のマイナス12点で調べたものについては、大手スーパーゼネコンと言われるものがありまして、そこがリニアの指名停止を受けてたというのが公正取引委員会のほうで分かりまして、それでこのマイナス12点という点数はおかしいなと、過大過ぎるなというので私が引がかかったというところですね。国はマイナス6点だったんですよ、その当時、調べた資料では。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

当初出してた尋問の希望の項目について質問させていただきます。

先ほどから2年で契約検査課から部署異動されてるというようなことで伺いましたけれども、こちらについては自分で希望されたのか、あるいは希望したのであればその理由は何なんですかということと、希望していない場合は、異動の理由というのは何なのかと思われま

○証人（A氏） 希望はしてないんですね。令和3年度において契約管理システムの導入検討というのを始めるよというのがありまして、私はシステムに強かったもので、その担当をしないといけないなと思っていましたので、自分で異動願は出してないんですね。

ただ、その一方で、その当時、DX推進計画というのが予定されておりまして、組織再編でデジタル推進課というのが新設されます。それに伴って、DX人材として私は異動になったも

のと認識しています。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

もう1点聞きます。先ほど委員長が聞かれたものちょっと重複するかもしれませんが、もう1回ちょっとお尋ねしたいんですけれども、新庁舎建設に携わった間に不正が行われたのではないかと思う場面がありましたか。あった場合、具体的にどのような内容でしょうか。もう1回端的によろしいですか。

○証人（A氏） 総合評価の基準案が上司のほうから示されたときに、天の声で一言一句変更するなという、これが何を示しているのかなというところで試算をして、特定の業者に有利に働いているというのが分かった時点で、これは何か公平な競争性の働かない入札案だなということで認識をしました。

○委員（野崎伸也君） もう1点、最後になりますけれども、不正を見聞きた、あるいは仕事でさせられた場合というのに非常に悩み、葛藤があったというふうに推測をいたします。体調不良とか精神的ストレスということは感じたことはありませんでしたか。また、誰かに相談したことはありませんでしたか。あった場合、どのようなアドバイスを受けましたか。

○証人（A氏） 体調不良はなかったんですが、精神的なストレスはありまして、不透明な事務をしないといけないということに対する怒りとか葛藤がありましたので、心の整理をするのに苦慮したというところがございます。

この不正かなと思ったところで、その当時の契約検査課長、課長補佐、先輩職員などがいましたので、ちょっとこの業務に携わりたくないなというような発言をしました。その際に上司から、私は管理職という立場にはないので責任を取る立場ではないという発言がありまして、そのほか、特段の何かをしてくれるというような措置はなかったです。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。一旦終

わります。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、続きまして、村川委員、お願いいたします。

○委員（村川清則君） ほかに契約検査課は何人もいらっしゃる中で、Aさんがその証人に呼ばれたというのはどういう理由からだと思われますか。

○証人（A氏） 私はプログラムをするんですよ。当時、契約検査課はエクセルで管理をしていたものを全部マクロでプログラムコードを変えてシステム化したんですよ。なので、私は、通常システム化するってなると、全ての業務が分かってコードを書かないと書けないんですよ。それで、一番業務について詳しくなるんですよ、おのずと。だから呼ばれたのかなと思っています。この試算をしましたので、それで呼ばれたのかなと思っています。

○委員（村川清則君） Aさん、証人として発言されるわけですが、課の皆さんを代表しての考えと考えていいのか、それとも個人としての意見なのか。

○証人（A氏） 個人としてです。

○委員（村川清則君） 個人としてですね。

○証人（A氏） 課の皆さんって、どこの課かということになりますでしょうか。

○委員（村川清則君） 分かりました。

もう1個、落札された業者さんがこの入札に参加するというのは分かってたんでしょうか。

○証人（A氏） 分かっています。まず総合評価の場合は、入札の前に参加資格確認申請書というのを事前に出さないといけないという決まりがありますので、ほかの総合評価も一緒です。入札に参加する意思があれば、その提出がございします。その提出があったと記憶しております。

○委員（村川清則君） 以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。



続きまして、最後、木村副委員長、お願いします。

○委員（木村博幸君） それでは、皆さんのほうから質問があって、私が想定した質問をほぼほぼ消化されとりますので、ちょっと唐突に聞こえるかもしれませんが、流れ的には続いているものでございます。

まず、新庁舎建設工事の関係について御質問をさせていただきます。

契約検査課では、あなたが在籍中には課員が9名いらしたと思います。それで、新庁舎建設工事に従事した課員というのはあなたを入れて何名ですか。

○証人（A氏） 契約検査課長、課長補佐、係長はあまり入ってないんですけど、契約検査課の係長と先輩職員、私で5名になります。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。

次に、職場内でこの新庁舎建設工事に関連したことで、官製談合とか、もしくはその不正とかを今までの中でいくと思ったというお話ですが、実際そういうのを見たり、ほかから聞いたりというのは職場内ではなかったですか。

○証人（A氏） 私はその当時、官製談合と思ってないですよ。その当時はほかの他市町村の庁舎の入札の不調がございまして、どこか札を入れていただかないとこの庁舎が建たないのではないかとということで、私たちの知らないところで何かあるんだなということはありませんでしたけれども、そのとき、官製談合なんて全く思っておりません。だから、適正性のない、競争性の働かない入札案だなという認識はございました。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。

次、行きます。

先ほどからいろいろと説明を内密に聞きました。詳しい説明で、私たちは初めて勉強になる

ような形で、今でも少しどうだったのかなというところがあります。

その辺をまとめていきますと、結局、マイナス12点を6点にされたとか、いろいろ評価をされて、結果、その差というのが出てきてましたよね。その差でもっていくと、トータルで45点と、B業者、前田建設が60点というところで計算をされた。その差額、15点の差が出たと。

これは確認になりますが、1点当たりが1億6000万円ということでした。これを評価値の指数で計算をするって、合計すると、今回の工事に当てはめると、約20億円。このぐらい差をつけないとB社に勝てないというような説明だったかと思います。

○証人（A氏） そうですね、はい、そうです、そうです。

○委員（木村博幸君） それで、この20億円を入札価格、B社は大体幾らぐらいするだろうというところはおおよそではできるんでしょうけど、それを20億円も下げて入札するという業者が出てくるとは思わないようなお話やったと思いますが。

○証人（A氏） そうですね、だって20億円ってなれば、130億円の20億円だったら何%減せんばんですかね。約20%減せんばんでしょう。そぎゃんとあるかなって、この不況な時代にというふうに私は思っておりました。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。確認です。ありがとうございました。

これまででいろいろ不正じゃないかと、いろいろ疑いを見ながら仕事をされてるところで、上司は2人ですか、課長補佐と課長、その辺は上司のほうにはどちらかに相談をされましたか。

○証人（A氏） お二人に相談しました。

○委員（木村博幸君） そのとき、上司は何と答えられましたか。

○証人（A氏） 私はその価格の20億円減額しないといけないという表を課長に出したんですけれども、その際には参考にさせていただきますという回答にとどまり、特段入札方法の変更とかには至っておりません。

○委員（木村博幸君） 質問を変えます。

次は公益通報に関する質問になります。

市のほうでは公益通報、当時の公益通報についてありましたかということで実は請求をしておりましたが、市としては令和2年度において公益通報を内部通報として受け付けた事例がなく、該当文書が存在しないというふうに回答がっております。

そういうことで御質問ですけど、この不正について、内部通報とか公益通報ですね。これについて、担当窓口などへの相談や通報を行いましたか。

○証人（A氏） 公益通報をその当時知らなかったので行っておりません。

○委員（木村博幸君） 行わなかった理由としては。

○証人（A氏） 知らなかった、公益通報があるというのを知らなかったんですよ。

○委員（木村博幸君） 知らなかったんですね。

○証人（A氏） 内部通報があるというのがですね。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。

次の質問です。次の質問は、Aさんの職場が現在デジタル推進課であられるということについて質問をさせていただきます。

百条委員会が記録の提出を求めた、その不存在とする資料について、もし、デジタル推進課側から見て、議事録とか契約書は通常どこに保管されるのか。慣例としてね、どこにあるのか、分かる範囲でお願いいたします。

○証人（A氏） 議事録でしたら、文書をつづ

る簿冊というのがありますので、簿冊と、あと、デジタル推進課が管理しております共有フォルダというのがありますので、そのサーバー内に入れてる、管理をしていると思います。

契約書については紙での契約書しかございませんので、簿冊にとじてあると。ただ、部署によっては、その契約書の頭をスキャンして、データ化して、共有フォルダに格納しているという部署もございます。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。以上、ここまでにしておきます。ありがとうございました。

○委員長（中山諭扶哉君） 以上であらかじめ提出のあった尋問項目については終わりますが、これから関連で尋問がある方は挙手を願います。

○委員（木村博幸君） その他の質問ということで、先ほど、データがサーバーという話ですが、私たちはそういうシステムがどんなサーバー、幾つもあるんだと思いますけど、そのデータのバックアップというのは、さらにサーバーのバックアップというのはどこか、要するにまた存在するものですか。

○証人（A氏） デジタル推進課が全庁を管理しています共有フォルダについてはバックアップのほうをしていますけれども、各担当課で、事業課とかはデータ量が多いもので、各担当課でサーバーを買ったりNASを買ったりされてるんですよ。その分については、それを見てもみないと、バックアップ型なのか、ニコイチでバックアップしない形なのかというのは分かりかねますので、見てみないと分からないというところがお答えになります。

○委員（木村博幸君） ということで、分かりました。市が存在とする資料やデータについては、ひょっとしたら、あるのかないのかはつきりしないというところですね。

○証人（A氏） ただ、保存期間が5年という

のが通常になりますので、新庁舎の分が何年前かな、7年前ぐらいになりますので、簿冊としてはもしかしたらないかもしれないんですけども、データは削除したり、破損がない限り、私はどっかにあると思います。

ただ、それを担当職員が、今担当してる職員と過去担当してた職員ってなると、過去担当してた職員はそのデータの在りかはすぐ分かると思うんですけど、全く関わってない職員がそれを見たところでなかなか確認が取れないのかなというのはあるので、不存在っていつて出されたものが全部うそかというところじゃないと思います。確認できなかった部分もあったのかなというふうには推測します。

○委員長（中山諭扶哉君） 木村委員に申し上げます。

ただいま発言が尋問の範囲を超えておりますので、基本となる証言を求める事項について質問をお願いいたします。

○委員（木村博幸君） データの保護についてです。削除されたデータ、デジタル推進課にですけど、復元は可能なんですか。

○証人（A氏） これはそれぞれの課の分は本当に復元100%できるかというたらそうじゃないと思うんですよね。デジタル推進課が見て分かる部分と分からない部分がございますので、ちゃんとした機関にお金を払って見ていただかないといけない部分も出てくるかもしれません。それは本当にサーバーの中を見てみないと分からないというのがお答えになります。

○委員（木村博幸君） ということで、当時の新庁舎建設課のデータ、もしくはそのサーバー、管理サーバー、これは現在、デジタル推進課にあるんですか。

○証人（A氏） 庁内にはあると思います。ただ、その在りかというのはやっぱり機密の情報になりますので、ここは公開の場ですので、ここでは私はお答えすることはできません。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

続けて。どこにあるかは分かりません――。

○委員長（中山諭扶哉君） 木村副委員長、証言を求める事項として、新庁舎建設工事に関し、分離発注方式の変更になったときの状況について確認という大項目でありますので、それに即した質問をお願いいたします。

○委員（木村博幸君） 新庁舎建設課が使った、残ってるだろうというところのサーバーですけど、この管理についてです。それにアクセスすることについてです。

工事が完了してから、それに不正にアクセスをするとか、そのサーバーをいろいろ、不正に扱うとか、そういうのを見たり聞いたりしたことはありますか。

○証人（A氏） あります。去年の12月なんですけれども、12月だったと思います。ちょっと私が不在のときに、新庁舎建設課のサーバーを全然もう関係ないところの職員が取りに来たという話がありましたので、今の管理している課に問い合わせしてくれと、どういうことだと、承知の上なのかということで確認を取りました。そうしたら、知っているということだったので、それでもちょっと疑念に思いましたので、財務部が管理をしておりましたので、財務部に聞きに行きました、部次長に。財務部のほうから、いやいや、そのネットワークから遮断せろということで、サーバー自体を持ち運びしてくるって思っていなかったと。持ち運びしてきた職員が――。

○委員長（中山諭扶哉君） 証人に申し上げます。発言は証言の範囲を超えておりますことから注意いたします。

○証人（A氏） 分かりました。

○委員（木村博幸君） 1つだけ、最後の確認です。

持ち出したと言われるのは、職員は当時の新庁舎建設課の方でしたか。

○証人（A氏）　そうです。

○委員（木村博幸君）　私からの質問は終わります。

○委員長（中山諭扶哉君）　再度木村委員に申し上げます。発言が尋問の範囲を超えておりますことから注意をいたします。

ほか、ありませんでしょうか。

○委員（橋本貴喜君）　先ほど委員長のほうから総合的に質問された1つの中で、事前に関係者とのやり取りはなかったとお答えされました。ちょっともう一個踏み込んで質問させていただきます。

その関係者、さっきは議会事務局と言われましたが、この委員会の委員長、副委員長、委員会メンバーやジャーナリストと、そういった人との打合せ、そして証言に対する指示、そういったものはございませんでしたか。

○証人（A氏）　ありません。

○委員長（中山諭扶哉君）　ほか、ありませんでしょうか。

○委員（山本敬晃君）　先ほどからAさんの証言の中で天の声というのは結構よく出てくるなと思ったんですけど、もう一度確認で、それはその当時の課長ですか、課長補佐の方から言われた。

○証人（A氏）　課長補佐から天の声ということでお聞きしております。

○委員（山本敬晃君）　大体、市役所だということ意思決定過程といいますか、上司から、課長から言われた、その課長は次長から言われた、次長は部長が言われたとか、あると思うんですけど、天の声から言われたというのでその業務をやっているのかなというのが私としては思ってて、それを今まで、例えばそのときに初めて聞かれたのか、それともほかの例えば課とか。

○証人（A氏）　ないです。

○委員（山本敬晃君）　あとほかの職員の方か

らそういったことを聞かれたことはない――。

○証人（A氏）　ほかの課に、私はずっといろんな課を回ってますけど、天の声の指示に従って業務をしたことはありません。初めて契約検査課でした。

○委員（山本敬晃君）　普通上司から、一番上は市長ですけども、そういった何かこの天の声ってのは誰ですかとか、そういった確認はされましたか。

○証人（A氏）　確認しましたけれども、不明であるという回答でしたので、不明であるって誰ですかって聞いても、何回も堂々巡りじゃないですか。だから、そこはもう聞きませんでした。確認はしましたよ、誰ですか、天の声って。

○委員（山本敬晃君）　当時、その課の方々は、その天の声というのを基に業務を、課長を含め、課の皆さん、されてたという。

○証人（A氏）　そうです。

○委員長（中山諭扶哉君）　ほか、ありませんでしょうか。

○委員（野崎伸也君）　私が質問したところで答えられた内容について、もう1回ちょっと確認したいんですけども。

当時の課長、課長補佐のほうに不正と思ったことについて相談されたという話がありました。

○証人（A氏）　しました。

○委員（野崎伸也君）　そこで、課長補佐か課長からちょっと分からないんですけども、あなたは管理職じゃないんで責任は取らなくていいよと言われたという発言があったというふうに思いますけれども、責任って何の責任なんですか。何をもって。

○証人（A氏）　不正――。

○委員（野崎伸也君）　不正のことですか、何ですか。

○証人（A氏）　言われたんですよ。名前言い

そう。ちょっと八代弁でしゃべっていいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○証人（A氏） 何とかちゃんはペーペーだから責任は取らんでいいとよというような発言をされた。なので、その責任というのは、この不正なのか、何かに対して罪に問われるとか、何かそういうことなのかな、ちょっとそこは分からなかったんですね。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありませんでしょうか。

○委員（北園武広君） 1点、御質問します。

先ほど試算表の中でいろんな数値の基準を言われたじゃないですか。業務に精通されてる、その経験値でその数値を出されて試算をされたということよろしいですか。

○証人（A氏） 経験値というより、私はもともと数学の教師の免許を持っております、数学が得意なんですね。それでもってこの計算を行ったというところになります。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんでしょうか。

ないようですので、以上でA氏に対する尋問は終了させていただきます。

A氏におかれましては、長時間ありがとうございました。

○証人（A氏） ありがとうございます。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、証人退席及び次の証人喚問準備のため、休憩いたします。

（午後2時52分 休憩）

（午後3時12分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

古閑迫証人におかれましては、本日はお忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

います。本委員会の調査のため、御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があります。また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に、申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人または証人の後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関する事、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、または、これらの職にあった者がその職務上知った事実で黙認するものについて尋問を受けるとき、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときには、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときには、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした

ときには、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

宣誓書の朗読をお願いします。

○証人（古閑迫修氏） 宣誓。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。令和8年4月14日。古閑迫修。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

それでは、証人は御着席の上、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

それでは、皆さん、お座りください。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、発言の際にはその都度委員長の許可を得てなさるようをお願いします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただき結構ですが、できるだけ結論から発言いただき、また、ゆっくりと端的をお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいで結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通告しております証言を求める事項について、証人により証言を求めるものでございます。

尋問に当たっては、証人の人権に配慮されとともに円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

また、古閑迫証人から証言を行うに当たり、メモ等資料を持ち込みたいとの申出があり、これを許可いたしましたので、御了承願います。

これより、古閑迫証人から証言を求めます。

最初に、私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に、各委員から関連事項についての発言をお願いすることといたします。

では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは古閑迫修さんですか。

○証人（古閑迫修氏） はい。

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、住所、職業、生年月日については事前に御記入いただいております。確認事項記入表のとおり、間違いございませんか。

○証人（古閑迫修氏） はい。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いいたしますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。

古閑迫証人は真実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らない、正直に答えていただければ結構です。

それでは、新庁舎建設課に在籍していた期間を教えてください。

○証人（古閑迫修氏） 平成31年度と令和2年度です。

○委員長（中山諭扶哉君） 新庁舎建設課に在籍した期間で、新庁舎建設に関連した業務としてどのような業務に携わりましたか。

○証人（古閑迫修氏） 旧庁舎の解体工事の工事監理、新庁舎の実施設計、新庁舎の工事発注、新庁舎の工事監理です。

○委員長（中山諭扶哉君） その業務の中で、業務としておかしいと思われる業務はありませんでしたか。

○証人（古閑迫修氏） ありました。

○委員長（中山諭扶哉君） そのおかしいと思われる業務の内容を具体的に説明いただき、なぜおかしいと思われたのか説明をお願いします。

○証人（古閑迫修氏） シャベリ口調で、私、

説明してもよろしいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） はい。

○証人（古閑迫修氏） 私、新庁舎建設課に在籍しておりまして、新庁舎を発注方式ですね、どのようにして新庁舎を建設する工事を発注するかということにつきまして、当時の中村市長のほうから、総合評価方式かつ一括発注でいきなさいと指示がありました。ですので、私たちは、新庁舎建設課においては総合評価方式での発注の準備を行っておりました。

その中で、総合評価方式の総合評価、どのような評価項目でどのような評価にするかというのを作成するに当たりまして、我々は作成をしてたんですけども、途中で、当時、田中副市長から、当時の佐藤財務部長に評価案のほうを下りてきました。

そのときの佐藤部長からの指示は、これは上から下りてきとるけん、この総合評価の案でいってくれと。中身は変えるなということで指示がありました。

その評価項目の中には、当時、新庁舎建設課で考えていた評価項目案以外に数項目追加されていた記憶があります。

結局は副市長から下りてきたその評価案、ほとんど変えずに、そのまま新庁舎の建設工事を発注しております。

結果的に見れば、八代市の新庁舎の建設工事、入札公告を出して手を挙げてきたのが1社だけでした。前田建設工業を筆頭とするJVですね。ですので、評価項目の中身を見返したりしても、これはちょっと前田建設に有利な評価項目だったのかなとそのとき思いましたし、それがやっぱりおかしかったなと私は思っています。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

開示されたレク、議事録から組織的な不正と

思われる業務指示が行われていたと推測されますが、誰からどのような方法による指示でしたか。先ほどと重複する点もあるかと思いますが、もう一度お願いします。

○証人（古閑迫修氏） 評価項目につきましては、先ほど申し上げましたとおり、当時の田中副市長から佐藤財務部長に下りてきております。その評価案でいけという指示が下っておりますので、新庁舎建設課の課員としてはそれをもって進めておりました。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

不正に加担したと思う職員及び幹部は誰ですか。その理由を教えてください。

○証人（古閑迫修氏） 職員さんたちの名前を言わなきゃいけないのかもしれないんですけど、すみません、私が考えてるだけであって、本当に加担したかとかどうかははっきりしないので、私はお答えできません。

○委員長（中山諭扶哉君） 直接指示があった幹部はどなたでしょうか。言える範囲で。

○証人（古閑迫修氏） そのときの幹部といえ、財務部におきましては、佐藤財務部長、尾崎次長ですね。あとは新庁舎建設課は松元課長、豊田課長補佐、そして係長が私、古閑迫係長。以上が――。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

一部の議員に対するレクや協議が数多く行われているが、要請があったのですか。

○証人（古閑迫修氏） 当時なんですけど、市役所で仕事をしてますと、決裁とかを上げるんですけども、決裁を上げるに当たりまして、私が所属しておりました新庁舎建設課というところでいろいろな仕事をしまして、案をつくったりいたします。案をつくったりしまして、課でまとまりますと、次はその上になります部長、財務部長のほうで、これでよろしいですかとい

うことで協議を行います。部長まで了承が取れましたら、その上にいらっしゃいます副市長のところへ持っていきまして、これでよろしいですかということで了解をいただきます。

副市長まで終わりましたら、次は市長になるんですけども、ここで、副市長が終わりましたら、当時は自民党のほうにレクを入れるというのが決まりがございました。ですので、当時の自民党の団長と副団長、自民党市議団の団長と副団長のところにレクに行きました。そちらの自民党団長のレクが終わって、了解が出てから、市長のところにレクに行っておりました。

当時の私の記憶する流れはそうです。なので、自民党さんのほうにはよく行っておりました。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） 差し支えなければ、そのときの自民党の団長さん、副団長さんを教えてください。

○証人（古閑迫修氏） 私が記憶してるのは、団長は橋本幸一さん、副団長は成松由紀夫さんです。

○委員長（中山諭扶哉君） その中で、成松議員が必ず参加しているのはなぜですか。なぜだと思いますか。

○証人（古閑迫修氏） 団長、副団長がいるときにレクに行きますので、成松議員、当然聞いてらっしゃったかと思います。

○委員長（中山諭扶哉君） その他に、議員の立場を利用し、圧力や不当な口利きを強要した議員はいませんでしたか。いた場合は誰でしょうか。

○証人（古閑迫修氏） すみません、私にはほかの方というのは記憶にありません。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

本日の証言に当たり、事前に関係者とのやり取りがあったのか、またはそれが証言内容につ

いての指示や誘導、すり合わせに当たるものはなかったのか、併せてお答えください。

○証人（古閑迫修氏） すみません、もう一度よろしいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） 本日の証言に当たり、事前に関係者とのやり取りがあったのか、証言内容についての指示や誘導、すり合わせに当たるものではなかったのか、併せてお答えください。

○証人（古閑迫修氏） いえ、打合せ等はありません。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） 指示や誘導、すり合わせはなかったですか。

○証人（古閑迫修氏） ありません。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

最後に、伊達直人さん、木村庄之助さんと匿名を名のる方から、この百条委員会に情報提供がっております。この情報は内部関係者でないと提供困難だと考えられます。

この情報提供者について身に覚えはありませんか。

○証人（古閑迫修氏） 伊達直人さんは身に覚えがあります。

○委員長（中山諭扶哉君） どなたですか。お答えできればお答えください。

○証人（古閑迫修氏） 送られたやつを見ないと断言はできないんですけども、私は伊達直人という匿名を使って委員長宛てに資料を送付いたしました。

○委員長（中山諭扶哉君） 以上となります。

次に、村川委員より尋問をお願いいたします。

○委員（村川清則君） 先ほどAさんのほうにも尋ねたんですけども、新庁舎建設課に何人もいらっしゃる中で、課長とかではなく、古閑迫さんが証人に選ばれたのはなぜだと思いで



すか。その理由をできればお聞かせください。

○証人（古閑迫修氏） 今ぱっと理由は思い浮かばないんですけれども——。申し訳ありません。

○委員（村川清則君） 後で——。

○委員長（中山諭扶哉君） 続きまして、野崎委員、お願いいたします。

○委員（野崎伸也君） まず、1点目ですけれども、部署異動の関係です。先ほど2年間で異動されてるというのをお話されましたけれども、これは自分で希望されたんですか。希望したのであれば、その理由を教えてください。また、希望してない場合は、異動の理由は何だと思われます。

○証人（古閑迫修氏） 異動は希望はしておりません。

理由ですけれども、令和2年の6月に、私は人事課に対して、新庁舎建設課でちょっと言葉が悪いかもですけれども、ちょっと普通じゃないことをやっているということで、当時申入れを行いました。人事課に申入れを行って、当時の人事課の濱田課長、浅川課長補佐、田中課長補佐、この人たちに内容を受け取っていただいて、私、そのまま、一応仕事を休職、休みました、3か月間。

3か月間の間、休んでる間に人事課ともヒアリング等は何度も交わさせていただいたんですけれども、その中に、人事課のほうから、私の年度途中の復職とかについての相談も行ってたんですけど、古閑迫さんの場合、年度中の復職はちょっと難しいんじゃないかとかという話も当時の人事課の浅川課長補佐のほうからいただいたりしておりました。

そこら辺について、もう協議を何度も重ねた結果、新庁舎建設課に戻らずに循環社会推進課、そのとき坂本の水害があったときで、復興整備課か復興対策課か何かありました。あとは営繕課、教育施設課、建築指導課、そういった

5つの候補を挙げられて、この中でどっか戻りたいところがあるかと、最終的にはそういうふうに問われて、私は最初に言っていた循環社会推進課のほうにじゃあ行きますということで行きました。

なので、私が申入れしてから復職に至るまでの過程がありますので、私が希望して異動したというわけではございません。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。希望してはないと。いろいろあって、そこから行かれたというのは分かりました。

ちょっと重複するかもしれませんが、不正を見聞かした、あるいは仕事でさせられた場合、悩みとか葛藤があったというふうに思います。先ほど休職されたというような話もあったんですけど、人事課以外とかで相談された方というのはいらっしゃるでしょうか。

○証人（古閑迫修氏） ありません。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。役所のほうから提出された資料、かなり膨大な資料がありました。議事録とか、いろいろあったんですけども。

その中に2回ほど出てきた言葉がありまして、当時の建設部長、潮崎建設部長が毒まんじゅうという発言をされておりまして、それが記録として残っておりまして。この毒まんじゅうというのは何を指しておられると思いますか。

○証人（古閑迫修氏） 資料を見てもよろしいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） はい。

○証人（古閑迫修氏） 今の毒まんじゅうについてですけれども、当時、私が人事課に申し入れた資料の中にちょっと記載がありますので、その中でいくと、私は官製談合防止法とか刑法、あっせん利得処罰法、公共工事入札契約適正化法、地方自治法、地方公務員法など、それら関係法令に対する違反行為だというふうに思いま

す。

○委員（野崎伸也君）　ということは、その潮崎部長は毒まんじゅうという発言されたということは、そういった違反を認識されてやられたということですか。指示されたということなんですかね。

○証人（古閑迫修氏）　当時の記憶からすれば、毒まんじゅうっておっしゃってたというのはあります。ただ、それを今おっしゃったみたいになんか指示というふうに取り上げられるのかどうかは、私は、当時の記憶はちょっと思い出せないです。

以上です。

○委員（野崎伸也君）　先ほど答えられたんですけども、いろいろとレクというか重ねられて、まずはその順番的に市長まで上がっていくんですよという話をされたんですけども、その途中で、なぜかしら、その副市長の後に議員に対するレクがあったというようなこと言われました。お二人の名前が出てきたんですけども。

その方々から、レクしたときに、じゃあこういうふうに変えてくれとか、こういうふうにするとか、そういうような不当な口利きとか強要というのはありましたでしょうか。記憶ありますか。

○証人（古閑迫修氏）　レクに行っておりますので、今言われた不当な口利きというのに該当するかというような記憶はちょっとありません。レクに行ってますので、ここをこうしたほうがいい、ああしたほうがいいというような意見は当然出たかと思います。申し訳ありません、そこについての詳しいやり取りとか記憶ははっきりとございません。

以上です。

○委員（野崎伸也君）　一旦終わります。

○委員長（中山諭扶哉君）　続きまして、大倉委員、お願いいたします。

○委員（大倉裕一君）　大倉といいます。よろしくお願いします。

先ほど委員長の質問に答えられる中で、担当課のほうで入札、総合評価方式ですかね、こちらのほうの入札の項目を新庁舎建設課で考えていましたと。それに追加項目が幾つかあったという発言がございましたが、その追加項目というのは何か記憶されてますか。

○証人（古閑迫修氏）　私が記憶してる項目とすれば、熊本県内での施工実績、それと、応募してくるゼネコンさんが指名停止措置というのをどこかの自治体なりから負った場合はマイナスの点数を課すということ。あとはええぼし認定というのがありまして、それを取っていたら加算するというような3つの項目があったと記憶しております。

以上です。

○委員（大倉裕一君）　ゼネコンさんの指名停止のところをもう少し詳しく聞きたいと思うんですけど、減点は何点だったかっていったところは覚えていらっしゃいますか。

○証人（古閑迫修氏）　最終的に入札公告を出したときの減点は6点です。

以上です。

○委員（大倉裕一君）　ありがとうございます。次のお尋ねに移るんですけども。

いろいろ詳しく教えていただいたんですが、証言していただいたんですけども、入札の関係の仕事を検討されるところで、不正に近い、もしくは不正に関わったというようなところがあったのかなというふうに受け止めたんですが、官製談合の可能性を認識されたという受け止めでも大丈夫ですか。

○証人（古閑迫修氏）　今の御質問なんですけど、後になってみれば、最終的に手を挙げてきたゼネコンさんが1社だったというのが後々分かったんですけども、それから後になって振り返れば、あのときの総合評価のそういう項目の

操作とか、そういうのは不正に働いてたのかなというふうに私は当時思っておりました。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 次のお尋ねに移ります。

先ほど、この新庁舎建設に関わった職員さんの管理職のお名前を佐藤さん、尾崎さん、松元さん、豊田さんというような氏名を挙げていただきましたが、組織として、業務をやっぱ指示していく必要がありますよね。そういった場合に、誰からどのような方法で具体的に指示が伝わってきてたんでしょうか。

○証人（古閑迫修氏） 当時、私は係長として仕事をしていましたけども、私に対して、やっぱ指示が来るというのは、上司であります、松元課長、豊田課長補佐からよく来てて、部長室とかで協議をしたときに佐藤部長から指示が来るという範囲でございました。

以上です。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。次の質問です。

新庁舎建設課に在籍をされておりました期間で、その後、随意契約となりました外構工事、それから造作工事につきまして、本体工事であった契約企業の前田建設さんと随意契約で契約する話題は、その新庁舎建設課内であったかどうかというのは記憶されていますか。

○証人（古閑迫修氏） 後から発注する工事があるというのは、当然、新庁舎建設課の職員みんな認識していたところですよ。それを普通に入札で出すのか、随契するのかという話になりますけど、これは前田建設工業さんから入札後に、一応落札はして契約までしたけど、お金が全然合わないんで、お金をどうにかやってつくって増やしてくれというような申入れが来ました。それに対して、予算を増やす手法として、その随契というのは前田建設と契約するというのを考えるようになっていったというふうに私

は記憶しております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 今のお金が契約金額で合わない、どうにかしてほしいということに関わられた職員さんというのはどなたかお答えできますか。

○証人（古閑迫修氏） 資料を見てもよろしいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） どうぞ。

○証人（古閑迫修氏） 関わりましたのは、財務部佐藤部長、尾崎次長と新庁舎建設課松元課長、豊田課長補佐、古閑迫係長が最初の打合せから入っておりまして関わっております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

前田建設さんがお金が合いませんと言ってこられたときに、職員さんは今お答えをしていたいただきました。この点について、市議会議員とか外部の方が加わってきたといったところはございませんか。よければ氏名まで御報告いただけますか。

○証人（古閑迫修氏） 質問の内容でお尋ねしてもよろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○証人（古閑迫修氏） 今そういうお金が足りないよという話で市議会議員の方とかほかの方が関わってないかという質問だったと思うんですけど、時系列的にはそのタイミングで一緒に入ってたかというような解釈でよろしいですか。それとも、ずっと協議を進める中で入ってきたかという解釈でよろしいですか。

○委員（大倉裕一君） それでは、まず、一番最初、役所に投げかけられたといいますか、その話を持ってこられたのはどなたになるんでしょう。

○証人（古閑迫修氏） 前田建設の久保田営業部長と長田グループ長です。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。  
す。

冒頭は、一番最初は前田建設さんからの御相談だったと。その後、関わってきた人物がいるということでもいいんでしょうか。もし、そこで関わってきた方がいらっしゃれば、議員のお名前まで御報告をいただければと思います。

○証人（古閑迫修氏） 成松議員は関わってらっしゃいました。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 確認です。ほかにはいらっしゃいませんか。

○証人（古閑迫修氏） 私が記憶する限りで、今の案件での関わりは今申し上げたとおりでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。  
す。

議会との関係で、先ほどの野崎委員の関係と少し重複するところがあるんですが、当時は新庁舎建設調査特別委員会というのがあったというふうに思います。自民党へのレクは行かれてたということで今認識したんですが、それ以外で特別な要求とか強要とか、そういったものは議員からあったという認識はございませんか。

○証人（古閑迫修氏） 今の、また聞き返して申し訳ございません。その増額に関してということでございますか。

○委員（大倉裕一君） 増額だけではなくて、新庁舎に古閑迫さんが関わっていらっしゃった業務の中で、最初、建設の規模とか平米数の増、例えば増床だとか、補正予算で何回か追加予算が組まれてますけど、そういったところへの関与とか、そういったのがなかったのかなと。

それと、また、先ほど言いました、追加で、契約金額が合わないのでお金を少し見繕ってくれませんかみたいな、そういう相談があったと

ころも含めて、全体的なところでお願いをできればと思います。

○証人（古閑迫修氏） ありがとうございます。  
す。

私が在籍しておりました期間におきましては、先ほど申し上げましたけど、大体、副市長の後に行ってた自民党の団長、副団長レクで関わったというのと、あと、先ほど申し上げた増額に関して成松議員が絡んでたというところを私は記憶しております。

以上です。（「すみません、もうちょっとマイクをうまく使って——」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 声ははっきりお願いしたいと思いますが、傍聴人の発言はお控えください。

ただいま、時間のほうが、1人持ち時間10分ということで少しオーバーしましたので、次の方に進めます。

残り、時間がございましたら、また発言のほうをお願いします。

続きまして、木村委員、お願いします。

○委員（木村博幸君） それではまず、音声データについて事実確認を行いたいと思います。

今から音声データを流します。この音声データは2019年11月26日のデータを2つを1つに続けて音声聞いてもらいます。

（音声データ）

○委員（木村博幸君） 今お聞きいただいたのは、繰り返します、2019年11月26日です。この声を聞いて、この声は、前田建設工業九州支店の久保田浩太建設部長に間違いありませんか。

○証人（古閑迫修氏） 私は久保田さんだと思います。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。この議事録によりますと、このとき居合わせたほかのメンバーを私のほうで申し上げます。全部で7名です。久保田建設部長、そのほ

か、前田建設では長田営業グループ長、それから、八代市側では財務部佐藤圭太郎長、尾崎行雄次長、それから新庁舎建設課では松元真介課長、豊田浩市郎課長補佐、それに古閑迫さんを含めて7名です。これに間違いありませんか。

○証人（古閑迫修氏） 間違いありません。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。  
す。

それでは、次の音声データに入ります。2019年12月11日の音声です。

（音声データ）

○委員（木村博幸君） 以上、聞いたところですけど、この説明をされてるのが豊田浩市郎課長補佐、質問を受けてるのは成松由紀夫議員、この2人の、今音声だったと思いますが、御本人たちに間違いありませんか。

○証人（古閑迫修氏） はい、私は間違いのないと思います。

○委員（木村博幸君） それでは、同席された方を申し上げます。ここは全部で4名です。今のお二人に加えて、佐藤圭太郎長、松元真介課長、合わせて4名ですが、これに間違いありませんか。

○証人（古閑迫修氏） 古閑迫、私も入ってます。

○委員（木村博幸君） すみません、5名でした。古閑迫さんを入れて5名ですが、間違いありませんか。

○証人（古閑迫修氏） 間違いのないです。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。  
す。音声データの確認については以上で終わります。

次は公益通報についてです。

まず、内部通報、公益通報などを行ったことはありますか。

○証人（古閑迫修氏） 私は令和2年の6月に人事課のほうに申入れを行いました。

以上でございます。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。  
す。その公益通報をする前に職場の上司や同僚に相談していかれましたか。

○証人（古閑迫修氏） 係長をしておりましたので、係員のみんなには申し入れる旨を伝えました。

以上です。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。  
す。先ほど、人事課のほうに申出されて、3か月ほど休んだというお話でしたので、これと同じだろうというふうに思いますが、その時期の内容と概要について、簡単に説明できる範囲でお願いいたします。

○証人（古閑迫修氏） 申し訳ありません。私が休んだ3か月間の期間の。

○委員（木村博幸君） 行く前で。

○証人（古閑迫修氏） 行く前、承知しました。

前田建設工業からのお金が、契約はしたものの足りないんでどうにかしてほしいという申入れに対しまして、八代市のほうでどのような手法で増額を行うかという検討を行っておりました。

資料を見てよろしいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） どうぞ。

○証人（古閑迫修氏） 令和2年の3月ぐらいになるんですけども、ある程度、前田建設工業に対して増額幾らぐらいできるというところを、その概要といいますか、内容を固めておりました。

3つございます、項目としてですね。

1項目めが、ある工事項目を図面からは消して、図面から消えると、当然その分工事なくてよくなるんですけど、その分の浮いたお金を、契約金額とかは減らすことなくそのままにしておいて図面を差し替えてしまうという手法。

2番目は、工事で使う現場での足場ですね。

足場を市役所が積算漏れをしてたというふうな理由で再度計上を行うという手法。

あとは、ここの本庁舎は鉄骨造になってます。その鉄骨の値段がかなり高騰したという理由で、高騰した分を増額しようというような手法でございます。

これ3項目ですので、合計で約3億円ほど増額するということで話を進めておりました。鉄骨の値段の上昇等も含めて、その3項目については、決して正当な手続、正当な変更理由とは私は思いませんでしたので、とても納得できませんでしたので、これはもう3億円を補正予算取って、予算取れたら変更契約しようとしておりましたので、その前に、ですので令和2年6月に、一応人事課のほうにこういうことをやっていますということで申入れを行いました。

それから、先ほどもちょっと話しましたが、申し入れて、当時の人事課長を筆頭に、ちょっと受け取りしていただいて、それから私は休みに入ったという流れになります。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ちょっとお待ちください。今、10分過ぎましたので、一旦木村副委員長の質問を終わりたいと思います。

これから、各委員から質問があればお受けしますので、挙手をお願いします。

○委員（橋本貴喜君） 先ほど委員長のほうから質問があったかと思うんですけども、私のほうからもう一度詳しく質問させていただきたいと思います。

証言に当たって、事前打合せ、指示とか、そういういったものがあったのか。その打合せの相手が、例えば、委員長、委員会メンバー、あるいはユーチューブチャンネルを運営する小島尚貴氏等とそういったことがあったのかを伺います。

○証人（古閑迫修氏） 事前の打合せ等は一切ございません。

以上でございます。

○委員（橋本貴喜君） 委員長にも会われてないですか。確認します。

○証人（古閑迫修氏） 今の御質問、すみません、返して申し訳ないんですけども、この百条委員会についてということですね。

○委員（橋本貴喜君） はい。

○証人（古閑迫修氏） 委員長ともお会いしておりません。

○委員（橋本貴喜君） お会いしていない。

○証人（古閑迫修氏） はい。

○委員（橋本貴喜君） 私の手元にこちらの写真があるんですけど、これはあなたですね。これはあなたですね。間違いないですか。

○委員長（中山諭扶哉君） 誘導尋問はおやめください。

○委員（橋本貴喜君） 誘導ではありません、確認です。

会われてるんですよね。それよりもですね、もっと重大な事実がこの委員会にございます。私ですね、告発状を手に入れました。これはですね、熊本県警本部捜査二課に出された告発状です。こちらに告発者が8名。

○委員長（中山諭扶哉君） 本委員会は。

○委員（橋本貴喜君） 委員会に関係のある。委員長は公平公正な委員会であると申し上げました。告発人の名前を読み上げます。

○委員長（中山諭扶哉君） 止めてください。止めてください。止めてください。

○委員（橋本貴喜君） 中山諭扶哉――。  
(午後4時02分 小会)

---

(午後4時16分 本会)

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

橋本委員、古閑迫証人に対して質問ありますか。

○委員（橋本貴喜君） ありません。

○委員（木村博幸君） それでは、先ほどの公

益通報について、時間切れというようなことでしたから、その続きを用意した分をお聞きします。

八代市から提供資料がありました。その中に公益通報といますか、内部通報については受け付けた事案がなく、該当文書が不存在と、これは前のA氏にも同じことを質問しました。

そういうことで、先ほどから公益通報のお話をやります。市からの提供資料に実はその相談票がありました。この相談票が実は黒塗りの部分が一部ありまして、非常に興味を持ったところでございます。

この相談票の中身を丸々抜いた部分、黒塗りを抜いた部分が参考資料に実は同じやつがありました。これは八代市新庁舎建設工事に係る改ざん行為ということで、1ページから7ページまでです。

これは実は期日が令和2年6月19日金曜日の時間は8時55分から約60分間、場所は千丁支所2階和室、対応されたのが行政保健師のSさんということがあります。

この内容から、新庁舎建設に関係する方だろうと思う方が相談に行かれた内容の同じ文書がここにありますが、この文書をお持ちで相談を受けられたのはどなたか御存じありませんか。

○証人（古閑迫修氏） 今、お話を聞く限りは、それは私のことだと思います。

以上です。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。続けていきます。

この7ページにわたる文書ですけど、八代市新庁舎工事に係る改ざん行為の文書は、これは事実を基に作成されたものですか。

○証人（古閑迫修氏） お手元に持たれてるのがちょっと私は見えないんですけども、私は人事課に申し入れるときに資料を提出しております。そのときの資料は私が体験したことを基に作成を行っておりました。

以上です。

○委員（木村博幸君） 行政の保健師さんとやり取りするときに使われた資料だと思います。一部ですが、紹介してもよろしいでしょうか。

○証人（古閑迫修氏） はい。

○委員（木村博幸君） それでは、7ページのうちの3ページ目の上段のほうにありました官製談合防止法や刑法、あっせん利得処罰法、公共工事入札契約適正化法、地方公務員法など関連法令を考えたら幾つか思いつきますが、これから黒塗りの部分です。

これら法令に違反していた場合、上司からの指示で行った仕事で自らが罰せられることになるのかと、とても恐怖心でいっぱいです。私の係には、氏名は申し上げませんが、技師の方が3名、技術系の係員がおりますが、図面や設計書の変更などを行っているのは現場担当の彼らです。私は相当ストレスの下で業務を行っております。

というところが紹介したかったところです。このほか幾つもの当時の生々しいお話が出てまいります。

ここだけの紹介にとどめますが、非常に、これはもう内部通報にするに値する、もう本当にストレスがある、これは古閑迫さんだけでなく、3名の同僚も同じと言えるんじゃないかなかなと思っております。

そういったところで、これらを内部通報に値すると一応思いますけど、当時、これを人事課に説明をきちんとされましたか。

○証人（古閑迫修氏） 最初は人事課が毎月、毎月かな、行っております健康相談会という窓口を利用しまして、保健師さんのほうに申入れを行いました。申入れを行ったその日の夕方ですけれども、当時の人事課の浅川課長補佐と田中課長補佐と私の3人でヒアリングを行っております。その後、濱田課長も入られて、後日ですけど、聞き取り、ヒアリング等も行われました

ので、人事課に対しての申入れはできたというふうには思っております。

以上です。

○委員（木村博幸君） その当時、令和2年、先ほどのAさんにもお聞きしたんですが、そういう内部告発とか公益通報という制度があるのも知らなかったと、窓口も分からなかったというお返事でしたので、一般的にこれは皆さんがあまり利用することはなかったんじゃないかなというふうに思うところです。

そういった中ですね、きちんと対応されたというところで、残念ながら、先ほども出しましたが、浅川課長補佐のほうからは、一応不利益を受けるような、実際自分が望まないところに配転だったということは事実ですね。

○証人（古閑迫修氏） 新庁舎建設課に戻るところはできませんで、ただ、循環社会推進課というところに参りました。それは事実でございます。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。

続きまして、内容を変えます。

先ほどからもありましたが、匿名による情報提供についてです。この匿名情報を提供されたということを御本人が自ら認められましたが、先ほどから言っております、やっぱり人事課のほうに取り上げてどうしてもそれが取り上げてもらえない。それならば、ひょっとしたらもう匿名でいかにざるを得ないのかなというふうに私は考えられるわけなんですけど、なぜ匿名で情報を今回提供されたのか、これに至ったですね、背景を御説明お願いします。

○証人（古閑迫修氏） なぜ匿名で私が資料を提供したかということなんですけれども、私は昨年度の議会の本会議での新庁舎に関する答弁等も聞いておりまして、財務部は適正な契約が行われたという答弁を通していらっしゃいましたし、市長公室においては、公益通報、職員か

らの通報がなかったという答えを終始されておりました。それは私の思ってる答えとはちょっと違っておりました。

そういうことも原因で、当時のこともありますので、私は財務部と市長公室と建設部も関わってたんですけど、あと、人事課にも申入れとかもしておりましたので、それも含めて市長公室、あとは、最初のほうは申し上げましたが、議員さんの関係もありましたので、議会事務局と、基本的にちょっと申し上げにくいんですけれども信用しておりませんでした。なので、人事課に出す、議会事務局に出すというその選択肢がなかったといえますか、もう、それで匿名で提出を行うという選択に至りました。

以上です。

○委員（木村博幸君） 私の質問は以上ですが、もうこれを考えてみますと、まさしく今回、匿名で送られたのは公益通報に準ずるようなことではないかなというふうに思っております。

それと、今の時代です。公益通報ならば、きちんと自分の身元、その辺は保護されなくちゃいかんということだけを皆さんにお伝えして、私の質問を終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありませんでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 1点、前田建設さんのほうから契約後の不足金額について相談があったということでしたけれども、具体的にその数字、幾ら不足するので、追加契約といえますか、追加で工面してもらえないかというような相談があったか、覚えていらっしゃいますか。

○証人（古閑迫修氏） 私の記憶によるところになりますけれども、一番最初にその話があったときは、10%で12億円という数字が出たと記憶しております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。



す。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんでしょうか。

○委員（山本敬晃君） ちょっと私が聞きたいのが、先ほど副市長の後の自民党団長、副団長レクというのがあるってお聞きしたんですけど、私は1議員として、議案の執行部が提案があって、その議会前に議案説明会があって、あと委員長、副委員長レクというのがあるというのは知ってたんですけど、その自民党団長、副団長レクというのがあるのを知らなくて、それはこの新庁舎だけじゃなくて、ほかの議案とかについてもそれがあるのか、もしくはこの新庁舎のこのことについてだけ自民党の副団長、団長レクがあったのか、そこをちょっとお聞きしたいです。

○証人（古閑迫修氏） すみません、はっきりとは私も承知しておりませんのでお答えはできませんけども、新庁舎だけではないと思います。ただ、どこら辺の範囲、どこら辺の案件が該当するのとか、そういったものに関しては、すみません、詳しくは承知しておりません。

以上です。

○委員（山本敬晃君） ありがとうございます。

古閑迫さんはそこまでしか知らないということで、そのこと、この百条委員会はこの事業について、意思決定がどういうふうに行われたのかってのは私は大事だと思ってますので、そういったところを今後また検証をして、私としてしていきたいなというふうに思ってます。

以上で終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありませんでしょうか。

○委員（北園武広君） 今の質問に関連なんですけども、先ほど自民党レクが決まっているという発言があったかと思うんですけども、実

際、私も自民党の市議団としてやっていますが、全然話を聞いたことがなくて、それは本当に決まっていたんでしょうか。分かる範囲で結構ですけど、教えていただければ。

○証人（古閑迫修氏） 当時、私は新庁舎建設課に在籍しておりまして、そのときは必ず自民党のほうに説明するようにということで、これは部長質問、そのときの新庁舎建設課長も共通認識として持っておりましたので、それを行っておりました。

以上でございます。

○委員（北園武広君） 分かりました。

○委員長（中山諭扶哉君） その他、ありませんでしょうか。

○委員（野崎伸也君） 先ほど木村副委員長も聞かれた件なんですけど、私も公益通報のやつは八代市側からはなかったというようなことで資料を出してなかったんですけども、相談のやつは出してあったんですよ。

先ほど黒塗りでというのはかなりあったという話なんですけど、今ちょっと開いたんですけども、確かに黒塗りが多かったんで、誰が出したのか、誰が相談者なのかというのは分からないような話だったんですけど、先ほど私ですって話があったんで、もう1回確認で聞きたいんですけども。

これは多分公式的に八代市が出してるやつなんで、誰でも請求すれば取れるやつだろうというふうに思うんですけども、取れないですか。そこはいいんですけども。

この中に改ざん行為というのを書かれてるんですけど、これは書かれたのは全部古閑迫さんが書かれたということなんですか。

○証人（古閑迫修氏） すみません、ちょっと見れてないので。

○委員（野崎伸也君） ちょっと言いますね、じゃあ、中身を少し。

何点かかいつまんで話しするんですけど

も、取りあえず一般競争入札の話が書いてありまして、分離発注方式、一般競争入札方式ではなく、一括発注総合評価方式を採用した。これは中村市長から松元新庁舎建設課長への直接の電話、業務中、携帯で伝えられましたというのが1つ。

次に、総合評価の基準案ということで、令和元年6月27日、佐藤財務部長が田中副市長から総合評価案を紙で手渡されました。その総合評価案を八代市の発注基準とすべく、令和元年7月1日に協議が行われました。部長とか次長とかいろいろ名前が書いてありますけれども、その内容は、極端に特定のゼネコン、前田建設工業に有利なものだったので、その後も協議を重ね、隔たりがひど過ぎるものは副市長まで了解を得て修正されました。

ほかに、入札時というのがありましたけれども、前田建設工業は令和元年8月21日の入札書提出期限日に、八代市の公表価格では採算が13億円くらい合わないので入札できないと、仲介者成松市議会議員を通して、市側佐藤部長へ連絡がありました。

数億円の捻出については、前田建設工業と何度も協議を重ね、①何か図面から削除し、それにかかる未執行となった経費をその他の項目に上乗せし、工事内容は減らして契約金額は変えないようにする。これは多分、さっき3点言われましたよね。その内容だというふうに思います。

そういったことが7ページぐらい書かれてるんですよ。これは古閑迫さんが書かれたやつですか。

○証人（古閑迫修氏） お聞きする内容と、7ページというのは、私が当時人事課に申出するときに添えて出した書類と合うなど。すみません、直接見ておりませんので。思います。

○委員（野崎伸也君） 人事課に相談されたときに渡されて、内容を見られて、何の対応もな

かったというのは間違いないことですか。

○証人（古閑迫修氏） 当時私が作りました資料におきましては、一番最初に官製談合というのを書まして、その後に増額の要求というのがありますというので書きました。委員会、こちらのほうでさっきちょっと申し上げましたけど、3億円補正予算を取って契約を増額契約する流れになりましたので、その旨の申出を行いました。

私、休みに入ったんですけど、休みに入った中で、当時の建設部潮崎部長から、私が気にかけて休んだことについては、前田建設とは交渉をちゃんとすること、もう止めたというふうにおっしゃっていただいたというふうに記憶しております。

そのとおり、また、後日、人事課の濱田課長からも資料として頂いたんですけど、やっぱりちゃんと交渉の打ち切りということで文書化したものも見せていただきました。なので、増額に関しては交渉を止めていただけたんだなというふうには私は思いましたし。

ただ、一番最初に書いていました官製談合というほうにつきましては、何ら、どういう対応をしたとか、そういったお答えはもらっていないと私は記憶しております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。今言われた協議打ち切りの書類というのも何か提出されたものでたしかあったというふうに記憶しております。ただ、その辺りも何か協議が続いてたなというようなことも何か私の記憶の中では、見た中ではあったように思います。

ただ、今回このような相談者の件をほぼほぼ何もせずにそのまま放っておいたというこの組織の、やはり体制自体が非常におかしい状況になってたんだなというふうに思いますし、これが続いているのであれば、これはすぐにでもやっぱり組織改正ちゅうか、中身の対応策という

のをやっぱりしっかりとやっていかなきゃいけないというふうに改めてやっぱり思ったところです。

私の質問は以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありませんでしょうか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 以上で、古閑迫証人に対する尋問は終了させていただきます。

古閑迫証人におかれましては長時間ありがとうございました。

それでは、証人退室のため、休憩いたします。

（午後4時35分 小会）

---

（午後4時50分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

---

◎次回の記録の提出及び証人喚問申出について

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、2、次回の記録の提出及び証人喚問の申出についてでございますが、期限まで提出された申出書は3件ございます。

タブレット端末の証人出頭要求一覧を御覧ください。

本件に関しましては、基本的人権、プライバシーに配慮する目的から、個人名に関してはアルファベットを付しておりますので、発言の際は、C氏、D氏といった配慮をお願いいたします。

それでは、まず、大倉委員より、証人喚問申出書のとおり、C氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようです。

それでは、お諮りいたします。

大倉委員からの申出のとおり、C氏に対し、出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、C氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時について調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

次に、大倉委員より、証人喚問申出書のとおり、D氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり出頭を求めたいとの申出でございますが、何か意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、ないようですので、お諮りをいたします。

大倉委員からの申出のとおり、D氏に対し、出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、D氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時について調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

次に、野崎委員より、証人喚問申出書のとおり、E氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、お諮りいたします。

野崎委員からの申出のとおり、E氏に対し、出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、E氏について、委員長より議長宛てに

証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時について調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

次に、野崎委員より、証人喚問申出書のとおり、F氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり出頭を求めたいとの申出でございますが、何か意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、お諮りいたします。

野崎委員からの申出のとおり、F氏に対し、出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、F氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時について調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

次に、木村委員より、証人喚問申出書のとおり、G氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、お諮りいたします。

木村委員からの申出のとおり、G氏に対し、出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、G氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時について調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

次に、木村委員より、証人喚問申出書のとおり、H氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり出頭を求めたいとの申出でございますが、

何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、お諮りいたします。

木村委員からの申出のとおり、H氏に対し、出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、H氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時について調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

次に、木村委員より、証人喚問申出書のとおり、I氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、お諮りいたします。

木村委員からの申出のとおり、I氏に対し、出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、I氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時について調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

次に、木村委員より、証人喚問申出書のとおり、J氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、お諮りいたします。

木村委員からの申出のとおり、J氏に対し、出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、J氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時について調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

なお、各委員におかれましては、証人喚問の開催日の5日前までに委員長に別紙様式の尋問希望項目申出書を提出していただくこととなっております。

これは、証人に対し、各事項のどのような質問をするのかを記載し、提出していただき、取りまとめ、質問内容が同じであれば、委員長が総括質問として尋問いたします。

詳細につきましては、タブレット端末にあります証人喚問手続についてを再度一読いただきますようお願いいたします。

## ◎その他

○委員長（中山諭扶哉君） 最後に、3、その他について何かございませんか。

橋本委員に申し上げます。本物かどうか審議が不確かな資料について審議をする旨、されようとしておりますが、この件については、ただいま議題となっております項目とは離れておりますので、まずは、その資料が本物かどうか、それが正しいものかどうか、それを挙げていただかないと、議題にのせることができません。

○委員（橋本貴喜君） これは自民党に関係する弁護士の方から頂いた資料。

○委員長（中山諭扶哉君） 弁護士は関係ございません。この部分では、委員会として進め――。

○委員（橋本貴喜君） 分かりました。では、本物だと、皆さん、仮定するのが得意なんで、本物だと仮定させていただきます。

○委員長（中山諭扶哉君） いや、それは本物

かどうか分かりませんので。

○委員（橋本貴喜君） 本物と仮定すると、ここに委員長の名前があることがまずいんじゃないですか。

○委員長（中山諭扶哉君） 本物かどうか分かりませんので、それは、もしも。

○委員（橋本貴喜君） 皆さん、今日もいっぱい仮定――。

○委員長（中山諭扶哉君） 言いますよ、委員長として言いますよ。もしも本物であれば、委員長のほうで判断をさせていただきますので、一度資料を引き取ります。そして、判断をさせていただきたいと思います。預かりますので、その場合は預けてください。そして議題に上げさせていただきます。よろしいですか。

○委員（橋本貴喜君） いやいや、そういう問題じゃないですよ。

○委員長（中山諭扶哉君） いえいえ、違います。委員会ですから、勝手にいろんな議論ができるわけではないことは分かってますよね。

○委員（橋本貴喜君） いやいや、重要な議論ですよ、この新庁舎建設に関わる。

○委員長（中山諭扶哉君） だから、資料が本物かどうかを――。

○委員（橋本貴喜君） いやいや、これが本当に利益相反。（委員野崎伸也君「橋本君」と呼ぶ）利益相反に関わるのであれば、まず、取り上げなきゃならない。（委員大倉裕一君「委員長に従わな」と呼ぶ）

○委員長（中山諭扶哉君） 静粛にお願いします。

橋本委員、委員会ですから、何でも話していいわけじゃないですよ。それをお分かりですよ。

○委員（橋本貴喜君） 分かってます。（「公平公正に反することは」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 公平公正にしなきゃいけないから、資料を一度下さいということ

を言ってるわけですよ。

○委員（橋本貴喜君） 公平公正に反するからこれを言ってるわけです。（「委員長、公平公正」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それが本物かどうか。（委員野崎伸也君「番外はしゃべらんよ。番外からしゃべられんよ」と呼ぶ）確認しないと、話が何もできませんよと言っているんですよ。

○委員（橋本貴喜君） 重大な利益相反があったら、この委員会の存在自体が必要ないんじゃないですか。

○委員長（中山諭扶哉君） だから、資料を下さい。

○委員（橋本貴喜君） 委員会の存在の必要性――。

○委員長（中山諭扶哉君） そして、それが本物かどうかを、これは違法に取られたものであれば犯罪ですから、そういう部分もあるわけですから、一度確認をさせてくださいというというふうに言ってるんです。（委員大倉裕一君「正式に上げればいい」と呼ぶ）正式に上げさせてもらえば、それで皆さんで話しすればいいじゃないですか。（「記者会見でそれば――」と呼ぶ者あり）（委員木村博幸君「外部んとは静かに」と呼ぶ）外部の方は静かにお願いします。

○委員（村川清則君） ちょっといいですか。昨年、それじゃあ、昨年。

○委員長（中山諭扶哉君） それはすみません。

○委員（村川清則君） 成松議員と、成松――。

○委員長（中山諭扶哉君） いや、その件を今話しているわけじゃありませんよね。この百条委員会に関係するものですか、それは。

○委員（村川清則君） 関係すると思っっています。非常に関係すると。

○委員長（中山諭扶哉君） 関係するかどうかは、あらかじめ、それは議題として下さい、そしたら。何を言われてるんですか。

○委員（村川清則君） その他ですから。

○委員長（中山諭扶哉君） 関係する部分であれば大丈夫です。

○委員（村川清則君） いや、昨年、告発されていますよね、警察に。成松議員と前市長の中村市長に対して、新庁舎建設に対して不正があったんじゃないかというような告発されてますよね。その告発状の中に中山議員とか何名か名前があったんですが、それは確かですか。

○委員長（中山諭扶哉君） それは確認をさせていただきます。

○委員（村川清則君） 確認ではない。

○委員（橋本貴喜君） 確認、本人ができるよ、本人が覚えているんじゃないですか。記憶はないんですか。自分が名前を並べたかどうかは自分で確認できるんじゃないですか。委員長は名前をそこに署名してないということでもいいですか。

○委員（大倉裕一君） 本物かどうかを見らんと議論にならんでしょう。

○委員（野崎伸也君） なんrantai、マジで本当にそれは。

○委員（村川清則君） 真実だとすれば、中山委員長以下、何名かの方が告発に関与していらっしゃるということなので、これ以上、公正な審査というのはできないと考えております。これ以上、続けることは意味がないと思ってます。

○委員長（中山諭扶哉君） お話しいたきます。

○委員（野崎伸也君） 何かその告発状が何かあるとかないとかって話なんですけれども、それ、どっから入手されたんですか。あるんですか。

○委員（村川清則君） 弁護士さんからです。

いろんな資料とか、証拠写真になり得るような写真も頂いております。

これ以上、それが真実だとすれば、審査を進めても意味がないと私は思ってます。この委員会自体、本当に一旦解消すべきじゃないかと、そこまで考えてます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○委員（野崎伸也君） だから、さっきから言ってるんですけど、委員長が言ってるんですけども、その提出したいとか何か見せたいとかという資料が本物なのかどうか。（委員橋本貴喜君「見せなくていいです」と呼ぶ）確認させてくれてことで、確証がないやつば、だってしゃべってもどうもならないでしょう。そういう話でしょ。

○委員（村川清則君） この百条自体が何か――。

○委員長（中山諭扶哉君） 本物かどうか分からない資料について話をするにならないので、資料をちゃんと上げていただいて、だけん、1回引き受けますよって言ってるじゃないですか。だから、資料を1回引き受けて。

○委員（野崎伸也君） それがルールなんじゃないですかということを言ってるじゃないですか。委員会の。

○委員長（中山諭扶哉君） 外部からお話はおやめください。

○委員（村川清則君） 明日午後から記者会見を開いて、私どもの考えや詳細、また今後について説明いたします。報道関係者はよろしくお願いいたします。

○委員長（中山諭扶哉君） 自分たちの主張ばっかりされないでください。この場は自由にしゃべっていい場じゃありませんので、議題はちゃんと――。

○委員（橋本貴喜君） すみません、本日の議事録について、弁護士の方に誘導尋問があったのかなかったのか、その調査はお願いしたい

と思います。幾つか誘導尋問と取れるような発言がありましたので、誘導尋問だと証言能力がありませんので、ぜひその確認をお願いいたします。

○委員（野崎伸也君） それを諮ってもらえんですかね。

○委員長（中山諭扶哉君） 諮りますか。

○委員（野崎伸也君） 何かそういった弁護士が必要になるときは、何かみんなで諮ってからという話を以前やりましたよね。

○委員長（中山諭扶哉君） 少々お待ちください。

○委員（橋本貴喜君） でも、誘導尋問は証拠能力がないので。

○委員長（中山諭扶哉君） ただいま橋本委員のほうから、誘導尋問であったかなかったかを弁護士のほうに諮りたいという意見がございました。

これについてお諮りをいたします。それでは、お諮りいたします。

弁護士に、ただいま誘導尋問があったかどうかをお諮りする件につきましてお願いするということについて、賛成の方の挙手を願います。

（賛成者 挙手）

○委員長（中山諭扶哉君） 反対多数と認め、弁護士には依頼しないということになります。

ほか、ありませんでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 令和7年の12月定例会の一般質問で随意契約について質問をいたしました。その答弁を財務部長から答弁してもらったんですけど、その録画を見たら財務部長の答弁がカットされているところがあるんですね。そのカットされてる部分を見ると、随意契約のことに關してのところがかットされているというようなところまでは分かってるんですけど、この件に対して非常に民主主義を壊すような、そういう取組だというふうに思ってますので、その事案についての調査をですね、最後の

ほうでも構いませんので、委員長のほうで取扱いをしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

**○委員長（中山諭扶哉君）** この件につきまして、議長とお話をいたしまして、委員長として議長とお話しいたしまして、なぜその部分がカットされているのか。これについては、今現在、調査をしている最中でございます。また詳しいことが分かりましたら報告をさせていただきます。

**○委員（木村博幸君）** 先ほど話題に入る前、先ほどにちょっと遡りますけど、尋問希望項目の提出日が次の開催の5日前までということと言いたかったんですが、ちょっと場を逃してしまいました。

先ほどのSide Booksの中で、C氏から、C、D、E、F、4名、この4名についてが次の尋問項目の開催日5日前までということです。それから、GからJまでの、G、H、I、Jの4名、こちらについてはその次の会になりますので、くれぐれもそこは御承知おきください。次のやつはCからFについて尋問希望項目を、皆さん、考えて出していただければと思います。よろしくお願いします。

**○委員長（中山諭扶哉君）** ほか、ありますでしょうか。

**○委員（北園武広君）** 1点だけですけど、先ほど木村副委員長が八代市庁舎建設工事に関わる改ざん行為の質問をされたかと思うんですけども、参考資料、参考資料には黒塗りの部分がない。そして執行部から提出された書類は黒塗りの部分がかったということなんですけども。

私も全部調べてみたんですが、その黒塗りの部分の説明書きが1ページ目にありまして、提出することができない記録及び一部開示とする記録についてということで、この資料に関しては相談資料の一式だという認識ですと。

そして黒塗りにする理由というのもしっかり

明記されておりました。中身が、職員の健康状態、人間関係、家族、私生活に関するもののほか、心情を吐露する内容など、人権に深く関わる内容が含まれているということで黒塗りをされているということがあったと思います。

ですので、単純に疑わしき黒塗りではないということを示しておきたいなというふうに思います。

以上です。

**○委員（木村博幸君）** 今、北園委員の発言はおっしゃるとおりです。私もそういうふうを受け取って、御本人に確認して、ここに本当につらかったらうなということを知っていただきたいということだけで、ほかは全く、そこだけはぜひ分かっていたきたいと。公益通報するに値する内容は何も扱ってもらえなかったというところを強調するためにそこは出させていただきました。おっしゃるとおりです。

**○委員（北園武広君）** その際、記録に関してなんですけども、平成28年から令和5年度までは公益通報の有無がないと。有無がないというのは、結局、公益通報制度の導入前だったという説明書きもしっかりちゃんと出てます。ただし、今回出とんのが令和2年6月なんで、その以降だろうとは思いますが、その公益通報導入の制度がなりたてのときだったのかなというふうな推察はするわけなんですけども、確かにおっしゃるとおり、内容に関しては、その職員の方の心情とかそういったのは、私も黒塗りの部分が抜けたところは、やっぱり心痛察するところかなというふうには感じた次第でありますけども、一応そういう理由書きがあったということはお伝えしておきたいなというふうに思います。

**○委員（木村博幸君）** 北園委員のところをちょっと補足させていただきます。

公益通報は確かに市が設けると、公益通報というところでは確かに後なんですけど、これは行



政も一般企業もそうですが、内部通報という制度は昔からあります。行政はそういう内部通報制度というのは必ずありました。その中での私の質問です。御理解ください。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありますでしょうか。

○委員（野崎伸也君） 先ほどからルールにのっとってこの委員会が、委員会というか、議会自体がルールにのっとってやるものということはどう御承知のことかと思いますが、発言する場合は、この委員会においては、事前に何かいろんなものを提出したりだったりとか、みんなで諮ってからやってきたというのがあるんですけども、そういったことなしでやるというのはやっぱりルール違反かなというふうに思います。厳格なところの中で市議会というのは運営されてる部分がありますので。

自分たちがしゃべりたいことについては、私達も今日もルールにのっとって、どういったことを話したいとかというのも出してますし、そういったことについては委員長のほうでちゃんとそのルールにのっとって八代市議会をやってるんだということをやっぱりちゃんと示すべきだと思いますし、今後そういったことがないように、発言についてはやっぱり気をつけて、提出されたものについては、ちゃんと私達もやっぱり聞いてやっていくというところをもう一度委員長のほうからも委員のほうにも言っていただければというふうに思いますし、よろしくお願いいたします。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

ほか、なければ、次の委員会の開催日程でございますが、証人に対し、出頭を要求しますことから日程調整が必要となりますが、4月28日火曜日を第5回特別委員会候補日といたし、さらにその次の第6回特別委員会の候補日を5月11日月曜日といたします。

決まり次第、招集通知を送付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、以上で、新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を閉会いたします。

（午後5時14分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年4月14日

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会  
委員長